

所得税の源泉徴収を行っている事業主の皆様へ

◆個人住民税の特別徴収の適正な実施をお願いします！

※退職・休職等により、給与の支払いを受けなくなった従業員がある場合は、その事由が発生した月の翌月 10 日までに異動届を必ず提出してください。

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務者は、個人住民税の特別徴収義務者にもなります。

- 本来、特別徴収とすべき従業員を普通徴収としていませんか？
- 従業員の退職・休職時に必要な手続きを忘れていませんか？
- 従業員の退職・出国時には残額を一括徴収していますか？

○給与所得者の個人住民税は特別徴収が原則です

※ただし、以下に記載する場合に限り、例外的に普通徴収への切替を認めています。
なお、切替理由に疑義がある場合は調査を行い、切替を認めない等の厳正な対応を取ることでありますので、適正な取扱いをお願いします。

・給与の支払いを受ける者の合計人数が 2 名以下	・給与の支払いが毎月でない
・他の事業所で特別徴収している（乙欄該当）	・事業専従者（個人事業主のみ対象）
・給与支給額が少なく、特別徴収できない	・退職者または退職予定者（5 月末日まで）

◆給与支払報告書の確実な提出をお願いします！

※給与支払報告書は毎年 1 月 31 日までに従業員がお住いの市町へ必ず提出してください。

○前年中に給与等を支払った方は、その金額の多少にかかわらず、
すべての従業員等(アルバイト・パート、役員等を含む)の給与支払報告書を提出する必要があります(地方税法第317条の6)。

※1月1日以降に退職等をされた方についても同様です。

○給与支払報告書は個人住民税の税額計算の重要な基礎資料となりますので、必ず提出してください。

※給与支払報告書の提出がない場合、個人住民税の計算が正しくできないだけでなく、納税証明書の交付を受けられないなど、従業員等に負担がかかることがありますので、御協力をお願いします。

◆退職・出国者等からの一括徴収について

個人住民税は1月1日現在、国内に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上の方に課税されるため、従業員が年の途中で退職・出国する場合、その時期によって納税の方法が異なります。

6月～12月に退職・出国する場合

特別徴収する事業主が、退職・出国するまでの従業員の給与・退職金等から、特別徴収できなくなる残額を一括徴収しての納付にご協力をお願いします。

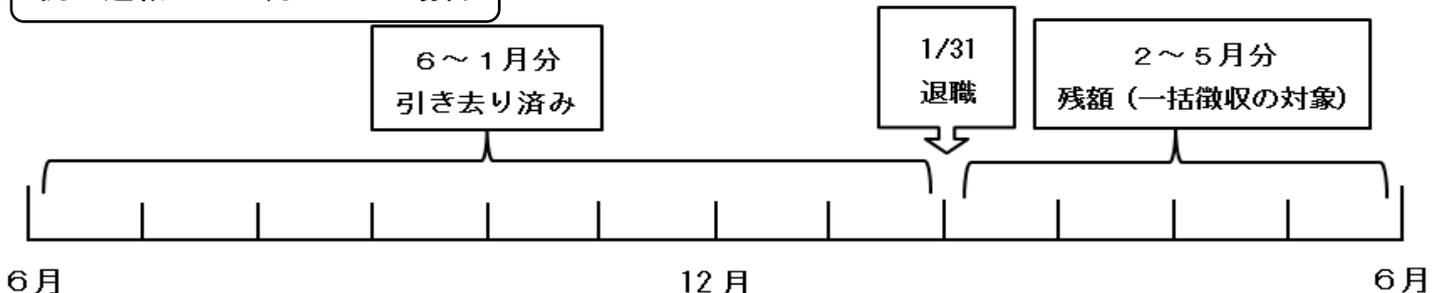
※外国人従業員で、予め退職・出国時期が分かっている場合は、負担が一時期に集中しないよう、在職時から計画的な引き去りをするなど、柔軟な対応をお願いします。

1月～5月に退職・出国する場合

①退職・出国する時点での残額

特別徴収する事業主が、退職・出国するまでの従業員の給与・退職金などから、特別徴収できなくなる残額を一括徴収して納付することが法律で義務付けられています。

例：退職日が1月31日の場合



②次の6月からの新たな納税額

特に外国人従業員が退職後の出国等により、新たな年度の課税分が未納となる事例が多くなっています。事業主の皆様には、外国人従業員に対する納税管理人の届け出指導や、納税管理人の引き受けについて、ご協力をお願いします。

納税管理人とは・・・

本人に代わって納税に関する一切の手続き（納税通知書の受取、納付、還付金の受取等）を行う方（勤務先・日本国内の家族・友人）をいい、納税管理人が納税義務を負ったり、滞納処分を受けたりすることはありません。

eLTAX

特別徴収金の納付や給与支払報告書・異動届の提出は、eLTAXを利用してインターネットから簡単に行うことができます。



問合せ先

◎藤枝市財政経営部
課税課市民税係
TEL 054-643-3187

